審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

	(1) (1)				(1) 115 47	
		担当課	医療対策課	検索番号	7-3	
法令名	保健師助産師看護師法施行 令	根拠条項	13-1			
許認可等	保健師助産師看護師養成所に係る各種変更の承認					

(根拠規定)

○保健師助産師看護師法施行令

(指定学校養成所の変更の承認又は届出)

第13条 第11条第1項の指定を受けた学校又は看護師等養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(許認可等の基準)

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則

(変更の承認又は届出を要する事項)

- 第八条 令第十三条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。
- 2 令第十三条第二項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。)とする。

(その他)